

介護保険と確定申告について

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの人のおむつ代、③障害者控除として所得税法上の障がい者と同等と認定された要介護認定者がいる場合などについては、所得控除の対象となります。

①社会保険料控除

平成31年1月から令和元年12月までに介護保険料を納付した人は社会保険料控除の対象となります（介護保険料が減免になっている場合は該当しません）。

②医療費控除

- 介護サービス（居宅サービスや施設サービス）利用料などのうち、領収書に「医療費控除対象額」と記載されているものが対象となります。
- 寝たきりの状態で、治療上、おむつの使用が必要な人は、おむつ代が対象となります。

▶対象者

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上、おむつの使用が必要な人

▶必要書類

《初めて控除を受ける人》

- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」
※証明書様式は介護係に備え付けています。
- 《2年目以降の人》
- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」または、町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」
※「おむつ代医療費控除証明書」の交付は、町に申請が必要です。

③障害者控除

65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除を受けられる場合があります。

▶対象者

65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている人のうち、要件に該当する人（要件とは要介護認定の際に、町が収集した主治医意見書の日常生活自立度によります）。

▶基準日

所得控除対象年の12月31日（被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日）

▶必要書類

《浪江町役場本庁舎・二本松事務所で申告する場合》不要です。

《上記以外の場合》

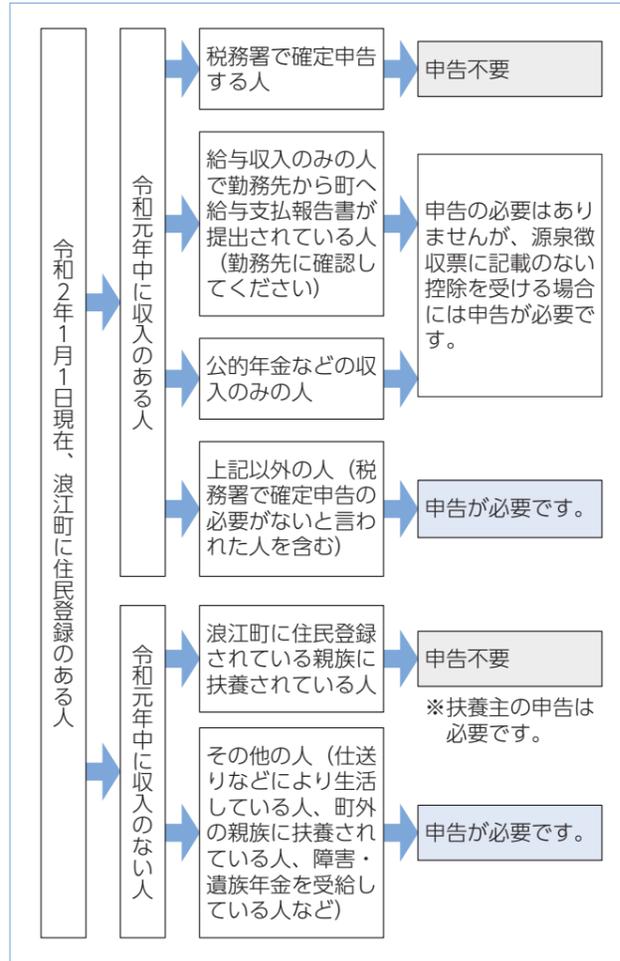
「障害者控除対象者認定書」が必要です。

※「障害者控除対象者認定書」の交付を希望する場合は、介護係へ申請書を提出してください。申請書は、介護係に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

※申請書を審査の上、発行となりますので、手続は余裕をもって行うようお願いいたします。

☎介護福祉課介護係 ☎0240(34)0226

住民税(町・県民税)の申告が必要な人の目安



※町や県から土地の取用があった人は、住民税（町・県民税）の申告が必要になります。

確定申告書は国税庁ホームページで作成し、郵送で提出できます

確定申告期間中は、申告会場が大変混雑するため、長時間待つ必要がある場合があります。

自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅のプリンターなどで印刷したものを郵送などで提出することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ「令和元年分確定申告特集」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



台風19号および豪雨災害による雑損控除の申告をする人は、最寄りの税務署に相談してください。なお、浪江町の各申告会場では受付できないので、注意してください。



税の申告はお早めに

2月17日(月) ~ 3月16日(月)

☎ 住民課課税係 ☎ 0240(34)0224

住民税(町・県民税)の申告は「町役場」へ

住民税（町・県民税）の申告相談を実施します。
（町役場では申告期間外の所得税確定申告の相談は受けられません）

●日程および会場

2月17日(月)～2月28日(金)

(22日(土)、23日(日・祝)を除く)

振替休日の24日(月・祝)は受け付けます。

浪江町役場 二本松事務所 1階 会議室

3月2日(月)～3月16日(月)

(7日(土)、14日(土)、15日(日)を除く)

8日(日)は受け付けます。

浪江町役場 本庁舎 2階 大会議室

●受付時間 9時～15時

※会場が二本松事務所の場合は、本庁舎では受付できません。また、会場が本庁舎の場合は、二本松事務所では受付できませんので、注意してください。

次に該当する人は、税務署で申告をしてください。町役場では受付できません。

- ▶消費税・贈与税・相続税、土地や株式の譲渡所得などの申告をする人
- ▶初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶過年度分の申告をする人
- ▶準確定申告をする人
- ▶青色申告をする人
- ▶配当・株式譲渡の損益通算をする人

所得税の申告は「税務署会場」へ

県内では次のとおり各税務署が申告相談会場を開設しています。受付時間は各会場で異なりますので、詳しくは最寄りの税務署にお問合せください。なお、開設期間以外の申告相談については、各税務署で行っています。

●日程 2月17日(月)～3月16日(月)

(土・日曜日、祝日を除く)

※ウィル福島アクティおろしまち（福島税務署開設）では、2月24日(月・祝)および3月1日(日)も相談会場を開設します。

●申告相談会場および連絡先

税務署	確定申告相談会場	連絡先
福島	ウィル福島 アクティおろしまち (福島市鎌田字卸町10-1)	024 (534) 3121
会津若松	会津アピオ アピオスペース1階 (会津若松市インター西90)	0242 (27) 4311
郡山	南東北総合卸センター イベントホール (郡山市喜久田町卸一丁目1-1)	024 (932) 2041
いわき	イオンいわき店 2階 (いわき市平字三倉68-1)	0246 (23) 2141
白河	白河市産業プラザ人材育成センター 2階講堂 (白河市中田140)	0248 (22) 7111
須賀川	須賀川市産業会館 2階 (須賀川市花岡34-2)	0248 (75) 2194
喜多方	喜多方税務署内 (喜多方市字花園38)	0241 (24) 5050
相馬	相馬市振興ビル 6階 (相馬市中村字塚ノ町65-16)	0244 (36) 3111
二本松	二本松市市民交流センター 1階多目的室 (二本松市本町2-3-1) ※駐車場有料	0243 (22) 1192
田島	田島税務署内 (南会津町田島字寺前甲2939-2)	0241 (62) 1230

必要書類など

	項目など	必要書類
所得など	給 与	源泉徴収票 (原本)
	雑・公的年金等	
	事業・営業等	
	事業・農業等	
賠償金など	給与(就労不能損害)	東京電力による各賠償額の内訳と合意日などが分かる明細書
	事業・営業等	
	事業・農業等	
	不 動 産	
控除など	生命保険料控除	会社などが発行する確定申告用の証明書 (原本)
	地震保険料控除	

※会社などで年末調整している人で、その収入と所得控除に変更がない人は確定申告をする必要はありません。
※申告の内容によっては、別に書類が必要となる場合がありますので、最寄りの税務署へ事前にお問合せください。